

岡山県指定難病審査会設置要綱

(目的)

第1条 特定医療費の支給申請の内容について、適正かつ慎重に審査するため、難病の患者に対する医療等に関する法律第8条に基づき岡山県指定難病審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員20名以内で組織する。

(委員の任命)

第3条 委員は、指定難病に関し学識経験を有する者（指定医であるものに限る。）のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 審査会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 役員は、委員の互選による。

(専門部会)

第6条 審査会に、別表のとおり専門部会を設置する。

2 専門部会は、部会員若干名をもって組織する。

3 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

4 専門部会に部会長を1名置き、会務を総理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する部会員のうちから部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

7 第4条の規定は、専門部会に準用する。

この場合において、第4条の規定中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(議事)

第7条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、保健福祉部医薬安全課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査等に関して必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)

専 門 部 会 名	分 掌
神経難病部会	神経難病系指定難病の医療上の審査に関すること
内分泌・消化器部会	内分泌・消化器系指定難病の医療上の審査に関すること
呼吸器・血液・循環器部会	呼吸器・血液・循環器系指定難病の医療上の審査に関すること
骨・関節部会	骨・関節系指定難病の医療上の審査に関すること
免疫・皮膚・結合組織部会	免疫・皮膚・結合組織系指定難病の医療上の審査に関すること